

NHK等歳末たすけあい義援金配分実施要領

(目的)

第1条 NHK等歳末たすけあい義援金配分要綱（以下、「NHK等配分要綱」という。）第5条第1号及び第12条に基づきテーマ関係事業に係る取り扱いを定める。

(配分の対象外)

第2条 配分要綱第5条第1項第10号により配分の対象外となるものは次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体から補助を受けた事業で別に定める基準に該当する場合
- (2) 経営上、余裕のある団体で別に定める基準に該当する場合

(事業内容)

第3条 事業内容は次のとおりとする。

(1) テーマ事業

- ア 身体障害者（児）、知的障害者（児）、支援を必要とする高齢者等の配分事業
- イ 中央共同募金会の共通助成テーマに係る配分事業
- ウ 配分額は30万円を上限とし、配分率は対象事業費の90%以内とする。

(2) 車両整備及び備品購入

NHK等配分要綱第1条に規定する目的を達成するために必要な車両整備及び備品等の購入は次のとおりとする。

ア 車両は上限を200万円とし、リース契約も可能とする。

(ア) 一般車両の助成率は4分の3とする

(イ) 福祉車両の助成率は5分の4とする

イ 備品等は上限を50万円とし、リース契約も可能とする。

(ア) 助成率は4分の3とする。

(対象外経費)

第4条 前条第1号の配分事業の申請について次の経費は対象外とする。

- (1) 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費
- (2) 2件以上にまたがる地域を対象とした大会や会議に要する経費
- (3) 会報・機関誌、飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
- (4) その他、県民の理解が得られない事業の経費

(配分申請)

第5条 配分を受けようとする者は、NHK等歳末たすけあい義援金テーマ関係事業配分申請書(様式1)を三重県共同募金会(以下、「本会」という。)へ提出する。

(配分の決定)

第6条 配分の決定は11月上旬に行う。

(変更申請)

第7条 受配者は、配分の決定後にやむを得ない事情により変更したい場合は、事業着手前に変更申請書(様式2)を提出し、承認を得なければならない。

(事業実施期間)

第8条 受配者は、事業を12月から3月までに実施する。

(使途報告)

第9条 受配者は、事業完了後は速やかに使途報告書(様式3)を提出する。

(補則)

第10条 この配分実施要領に定めのない事項は別に定める。

附則

この実施要領は令和元年度の事業から適用する。

この実施要領は令和3年度の事業から適用する。

この実施要領は令和6年度の事業から適用する。